

「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化」 に関する検討に当たっての基本方針

令和 2 年 9 月 4 日
放送番組のインターネット同時配信等に係る
権利処理の円滑化に関するワーキングチーム

1. 本ワーキングチームは、「関係者間の意見の相違が大きく、特に慎重な検討が必要となる個別課題」について議論するため、研究者・弁護士により構成される中立的なワーキングチームとして設置されたものであり、各チーム員は、その位置づけに十分留意しつつ、大局的・専門的な観点から議論を行うこと。
2. 幅広い関係者の意見を丁寧に把握した上で、放送事業者、権利者等関係者がwin-winの関係を構築できるよう、「権利処理の円滑化」と「権利保護・適切な対価の還元」という2つの要請をバランスよく並び立たせる適切な措置を検討すること。その際、新たな法整備を含めた制度的な対応とともに、運用面の改善についても適宜検討を行うこと。
3. 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）の記載やこれまでの議論の経緯等を十分に踏まえ、多岐にわたる課題の総合的かつ抜本的な解決を図ることを最終的な目標としつつ、早急に実効的な措置を講ずる観点から、一定の優先順位を付けながら議論を進めること。
4. いわゆる「ウェブキャストリング」の取扱いについて、令和2年2月4日の審議経過報告において「視野に入れつつ、検討を進めること」とされていたこと、その後、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において「総務省においてウェブキャストリング事業者の権利処理における課題・要望を整理し、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、集中管理の促進による権利処理の円滑化を図る」とされていることを踏まえ、まずは、総務省における課題・要望の整理の状況を注視すること。

（以上）